

後期高齢者医療保険の皆様へ 被保険者証の一斉更新を行います

現在の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は平成22年7月31日までです。
それに伴い一斉更新を行います。



新しい被保険者証の有効期間は1年間(平成23年7月31日まで)
被保険者証は7月中旬に簡易書留郵便でお送りします。受け取りの際は、印鑑が必要です。7月中旬に届かない場合は町民生活課へ連絡をしてください。

保険料の算定基準が見直され平成22年度より変更されました

保険料は、被保険者全員が均しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなり、被保険者ひとり一人に課されます。

保険料の算出方法

保険料 = 均等割額40,300円 + 所得割額賦課の基となる所得金額 × 所得割率7.75%

上記の均等割額及び所得割額は、平成22年度のもので。

(平成20年度分及び平成21年度分の均等割額は42,530円、所得割率は7.96%)

※賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに長期(短期)譲渡所得金額の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません)

※保険料の賦課限度額は年50万円です。

所得の低い方に対する軽減

※均等割の軽減・所得割の軽減

被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により軽減の基準に該当する方は、その金額に応じて均等割額を9割、8.5割、5割、2割軽減します。また、賦課の基となる所得金額が58万円(年金収入のみの場合211万円)以下の方は、所得割額を5割軽減します。

保険料が、特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、すでに仮徴収を行っておりますが、10月からは平成22年度算定を行った金額にて納付いただきます。今後、年金からの引き落としでなく口座振替の希望がありましたらお早めに町民生活課までお申し出ください。10月からの保険料確定通知は8月上旬にお送りします。

普通徴収の方には7月上旬に納付書の確定通知をお送りいたします。7月から翌年2月までの8期で納付していただきます。

また、預金口座から自動的に納めることができる口座振替もぜひご利用ください。

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232